

「介護予防生活支援サービス事業」「居宅サービス」利用契約書

～介護予防通所リハビリテーション～

～通所リハビリテーション～

_____（以下「利用者」という）と、社会福祉法人あかね（以下「事業者」という）は、利用者が
アマルネス・ガーデン（以下「事業所」という）において、事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令及び各自治体が定める総合事業の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とし、利用者に対する介護予防生活支援サービス・居宅サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定期間までとする。但し、契約期間満了日以前に、利用者が要支援・要介護状態区分変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の認定期間の満了日を持って契約期間の満了日とする。
- 2 契約期間満了の7日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要支援・要介護認定有効期間満了日までとする。この更新後における契約期間中に利用者の要支援・要介護認定区分に変更があった場合の契約期間は、第1項但し書と同様の取扱とする。

第3条（当事業所の提供サービス）

1 介護保険給付対象サービス

- ① 入浴
- ② 排泄
- ③ 健康管理
- ④ 送迎
- ⑤ 個別機能訓練、栄養改善、口腔機能向上、若年性認知症ケア

2 介護保険給付対象外サービス

- ① 食事・ドリンク
- ② 介護保険給付の支給限度額を超えたサービス
- ③ 複写物の交付（1枚10円）
- ④ レクリエーション・クラブ活動にかかる材料費
- ⑤ 日常生活品等の購入費
- ⑥ その他、利用者が希望するオプションサービス

第4条（利用料金の支払）

- 1 利用者は要支援・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとする。
- 2 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがある。
※事業対象者は除く
- 3 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更する。
- 4 サービス利用料金は原則、1ヵ月ごとの請求とする。

第5条（契約の終了）

- 1 契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスが利用できるが、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所と契約は終了する。
 - ①利用者が死亡した場合
 - ②要支援・要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③利用者から解約の申し出があった場合
 - ④事業者から解約を申し出た場合
 - ⑤3ヶ月以上介護保険施設へ入所した場合（介護予防短期入所・短期入所生活介護を除く）

第6条（利用者からの契約解除）

- 1 契約の有効期間であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができる。その場合には、契約終了を希望する7日前までに事業者指定の解約届出書を提出するものとする。
- 2 ただし以下の事項に該当する場合には、即時に契約の一部又は全部を解約することができる。
 - ① 介護保険給付及び総合事業対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② 利用者が入院した場合
 - ③ 利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画が変更された場合

第7条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った場合。
- ② 利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延した場合。
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行った場合。
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす又は重大な自傷行為等を繰り返す等、当施設の利用が難しいと判断された場合。

第8条（契約の一部が解約又は解除された場合の関連条項の失効）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとする。

第 9 条（連帯保証人の指定）

利用者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である連帯保証人を定め、本契約における利用者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する。

第 10 条（意見調整等）

本契約または当施設の運営管理等その他利用者に関する一切の事項について、利用者の家族、その他の関係者間において異なる意見・要望がみられる場合、利用者または連帯保証人は、責任をもってこれを調整・統一するものとし、事業者はその責任を負わない。また、事業者が要望した場合、利用者または連帯保証人は、前記に係る調整結果等を書面にて事業者に対し通知するものとする。

第 11 条（連帯保証人）

1 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の利用料等の経済的な債務一切を利用者と連帯して履行する責任を負う。ただし、その全部に係る極度額 6,500,000 円を限度とする。

利用者が医療機関に入院する場合や体調不良等により利用を中止し帰宅する場合においては、その対応や手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などの責任を負う。

2 利用者が入所中に死亡した場合、その遺体や残置品の引き取り等の処理については、連帯保証人がその責任で行う。また、利用者が死亡していない場合でも、契約終了後、当施設に残された利用者の残置物を利用者自身が引き取れない場合には、連帯保証人がこれを引き取るものとする。引き取り等の処理にかかる費用については、利用者または連帯保証人が負担する。

3 連帯保証人が死亡した場合や破産宣告をうけた場合には、新たな連帯保証人をたてるものとする。

4 連帯保証人から請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納額の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

<2023 年 11 月 20 日改定>

個人情報の使用に係る同意書

私 は、私自身及び連帯保証人、家族の個人情報を下記の利用目的の

必要最低限の範囲内で使用、提供、収集を行うことに同意いたします。

【利用期間】

介護サービス提供期間及び契約期間

【利用目的】

- 介護計画書作成、ケアカンファレンス、職員会議、事例検討、学生の実習の実施のため
- 居宅介護支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、福祉事業者等との連携
(サービス担当者会議)、照会への回答のため
- 利用の有無、利用時の様子に関する家族等への心身状況説明のため
- 介護事故、緊急時等の報告のため
- 介護保険事務（請求処理、会計処理等）
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
- 行政等外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

.....
< 以下の項目は任意 >

(説明を受けた後、同意頂く際は、☒点をつけてください)

☐ ホームページ、ブログ、WEB、YouTube、SNS (Instagram tiktok Twitter Facebook 等)、

パンフレットなどでの写真・動画の使用

個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外で使用いたしません。

また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結からサービス終了後においても第三者に漏らすことはございません。個人情報に関する基本方針に基づき取扱いを行います。

サービス利用時のリスク同意書

当施設では利用者が快適に通所できるよう安全な環境づくりに努めていますが、利用者の身体状況や病気による様々な症状から、サービス利用にあたっては以下のリスクがともなうことをご了承願います。

以下について、内容をご確認の上、ご了承いただけたら、全ての事項にチェックをお願いします。

☐当施設は「自律支援」を目的としたリハビリ施設です。サービスのご利用時には原則、お客様の行動を制限せず、ご自身で積極的に活動して頂きます。また1対1での対応は出来ないことからお客様の活動中での転倒、ベッドや車椅子からの滑落は状況によっては防ぐことが出来ないことをご留意ください。

☐当施設は「歩く」「自立支援」の観点から建物から自由に庭園などへ出ることが出来ます。細心の注意を払っていますが、敷地外へ出てしまわれる可能性もあります。

☐送迎時に他利用者の介助のため、運転手が車両を離れることがあります。細心の注意を払っていますが、車外へ出てしまわれる可能性があります。

☐高齢者は加齢による心身状況の低下や多種多様な持病の影響で、以下の症状、危険があることを十分にご留意ください。

- ・高齢者の骨はもろく、通常のコリでも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血斑がしやすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥、誤飲、窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・高齢であることで、脳や心臓の疾患により急変される危険性があります。

事業者は利用契約書及び重要事項説明書に基づいて利用に関する説明を行い、双方確認の上、介護予防生活支援サービス・居宅サービスの提供に同意し、契約します。本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、利用者・事業者・連帯保証人合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

利用事業にチェックを記載する。

- ☒ 介護予防通所リハビリテーション
- ☒ 通所リハビリテーション

下記の内容について同意し、契約します。

- ☒ 利用契約書
- ☒ 重要事項説明書
- ☒ 別添 1 個人情報の使用に関わる同意書
- ☒ 別添 2 サービス利用時のリスク同意書

<契約日>

令和 年 月 日

<利用者署名>

住所

氏名

<連帯保証人署名>

住所

氏名

続柄

電話番号

携帯電話

本契約に対して電磁的記録に基づいて重要事項及び契約内容を説明しました。

事業所	兵庫県尼崎市西長洲町2丁目35番1号
名 称	アマルネス・ガーデン
説明者	